

女學雑誌第六拾三號

明治廿一年五月七日

社説

○女子の演説

去二日府下木挽町の厚生館に於て催したる本社第二回の女學演説會には預てより婦女子にのみ傍聴を許すとして公告したれば當日刻限を過ぎしとして來會ありたる聽衆一千餘名の方々ハ悉く皆な女流にてありける抑も去年本社の發起を以て催したる此演説會の第一回にも傍聴を婦女子にのみ限るとどしこ度も亦た嚴に其仕來りを實行したれば中にハ往々之を異様の取扱と難じて何故に男子ハ入場を許さるやあ詰問ありたる向も見へたり斯の如き詰問の素と一々に答辨すべき議務あるものにあらず万事吾人が信ずる所に從ひて事の好都合を計りたるものに過ぎずとの一言ハ之に答へ得て既に充分あるべしと雖も但だ夫れ此の一事に據つて女子の演説に關する一種の大問題を輕忽に定めしらんとするものあるを見れば吾人聊か實際の理由とする所を辨論せざるを得ず

蓋し基督教に於て尊崇する新約全書中には女子が公けに演述する所を宜しからずとするやの文辭あるが故に歐米の婦人も尙ほ公衆に向つて演述するを好まずと聞けば本社二回の演説會に於て特に貴婦人の辨説を貴婦人に聽かせて男子に傍聴を許さる如き亦た或は右に類するの懸念より起りたるものあると想像して甚しきは女子の公許演説を以て道に適へざるものと認めるものあるに至ると云ふあり思に之れ大ある誤解にして爲に女權の伸張を妨ぐると勘しとせず斯道の爲に少く辨する所をきを得ざる也依てつらゝ者ふるに右新約全書中に記載せりと云ふ所の文辭は或は左の數節を指す者に非るやの感あり即ち使徒保羅がコリント人に送れる書狀第一の中に聖徒の諸教會の如く爾曹の婦、女等も教會の中に黙すべし彼等の語るを許さず彼等は律法に云へる如く順ふべきもの也若し學ばんとする所わらは室に在て其夫に問ふべし蓋そんな教會に於て語るは恥づべきとされば也

とあり抑も此數節の真義何如と云へるとは基督教の隆んに流行したる國々に於ても夙に議論ありたるものあり或は其文面を有の儘に受取りて婦女子は一切教會の内に於て談論すべからずと云ふものあり或は此數節ハ只だ一地方の人に対するものであつたるまであれば固より之を全體の女流に及ぼし見るべきにあらずと云ふもありたり然るに古來多年の間は前者の解釋

勢力を得て婦女子が教會内の事を辨論するを許さず口唯所云
る律法あるものに隨ひて何事にも從順すべしと教へたり然れ
ば公衆に向つて婦人が演説する如きは固より此文中に名言せ
ざる所と雖も之を推して考ふるときは其事更に女徳を損する
ものありと覺へて之をしも婦女子が自ら試むべきものにわら
ずとは定めたり世人が此數節を解すると既に右に述ぶるの有
様に陥りたるが故に基督教國多數の輿論は知らずく婦女可
能の習慣を禮として延て近世にまで至りたるあり。然るに近
年女權大に伸張して議論に實際に男女同等の理を確證するも
の數多起り來りてより眞眼の士は先づ右に掲げたる數節の真
義如何を疑ひ從來世上數多の人々が信認したる如き解釋は眞
正の教理に反対するものありと辨難し引照検査の後初て此文
辭の意義を明白にしたりと云ふ

蓋し基督教に於て尊崇する經典に二部あり一と舊約全書と云
ひ二を新約全書と云ふ右兩全書は前後千數百年の間に於て幾
十人の手に依て成りたるものと雖も意義終始に貫徹して毫毛
の矛盾あきのみか前に於て預言する所のものは悉く皆後に至
りて實證あり此れ即ち此書が尋常書類に異なる一點にして昔
も今も信徒が熱心に之を奉戴して止まざるの所以亦此故にあ
りと云へり然るに保羅が婦女に關して教める所の意義眞に從
來の解釋の如くんば舊約新約の其他の部分に見ゆる明文と矛
盾する所あり是れ決して此の神聖ある書籍に就て思ふべき覺
悟にあらざるべしとなり

約耳二章の廿八節より卅三節に至る間に云く神ひ玉はく未
の世に至りて我わが靈をして凡ての人にはん爾曹の子女も
預言すべし。其時我わが靈を我僕ある男女に注ん彼等も預
言すべしと此舊約經中の預言は新約の時代に至りて多少實
證あり先使徒行傳廿一章の九節に據はりて預言する四人
の女あり皆が處女なりと見ゆ女は既に男子と均しく預言する
の力と賜る程なるに何如て一汎の教事を人の前に述ぶる方
あらざらん況して實際既に此力を賜ひたる上は教會の内に於
て之れを口にせざと云へる如きは當時の景況を思合はせて甚
だ覺束あき想像あり特に路加傳二章の三十六節乃至三十八節
に據ればペテロの女アンナは夜も晝も神殿に立つて凡ての
人に此事(キリスト誕生の事)を語れとあればいよく以て
女子が教會内に談論すべからずとの戒の普通あらざるを知る
べし又彼の數節を記したる同一の保羅は羅書十六章の一節
に於て我ケノクジアに於ける教會の執事ある我僕の妹アリベ

を爾曹にすゝむと明言し同章の二節並に提摩太後書四章の十九節に於てアリテの妻ブリスキラを夫の前に置いて之に安きを問ふと書記したり此等の二句すでによく婦女子が教會の内外に道を述ぶるの正當あるとを證し得るものあらん然らば吾人若し保羅の所説を從來の習慣の如くに解釋せば以上に掲出ししたる二三の證跡既に矛盾する所あるが上に保羅自身の言論に於て前後に不同を見るの不都合を生ずるが如し之れ決して聖書あるものゝ中に於て有るまじき者と認るに付て保羅が謂ふ所の婦女可黙の歌ハ恐くハ普通一汎に對して述べたるものにあらざるを知る也。

ヨリソダ書中に保羅が説述したる所の眞義既に如此もとせば之より延て婦女子が公衆に向ひ演説するを不可とするの理由あるべきにあらず然るに實際に於てハ歐米の婦人今に至て尙ほ自ら之を試るとを屑しとせず多くは只だ女流の聽衆に對してのみ敢て演述するの趣ある何故あるかと問ふに之れ蓋し數百年間の習慣一種の禮式爲つて以て婦人社會を制するに由ると云ふの外あるべからず若夫聖書中の教之を禁すれば也と云ものあるに至つて最早之を今日に於て承知すべからざるの解釋と認めざるを得ず然れば吾人が今ま女學演説會あるも

のを催すに際し聽衆を女流に限り主會を婦人に委頼し至等との會の事務に立關するものも尙ほ厭慮して席隅に隠居したる所以ハ一に此禮式なるものを顧るの外差したる理由あらざるもの也而して我國現今の姊妹が平和に其權力を收め得んど欲するに當りてハ此類の禮式を遵奉すると亦だ甚だ大切あらんと信するが故に敢て暴りに歐米文明の地の習慣を破らず反つて之に從ふを以て今の日本婦人に適應するものと認るもの也讀者もし吾人の微志を察せば幸ひ甚しが云々